

平成 31 年度入学者選抜 II 期選抜募集要項

福島県立葵高等学校

〒965-0877 福島県会津若松市西栄町4番61号
電話 (0242) 27-5461
FAX (0242) 27-5462

1 募集学科・定員

全日制普通科 募集定員 200 名から I 期選抜において合格内定の通知を受け、入学確約書を提出した者の数を除いた数とする。

2 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成 31 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）又は中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

また、I 期選抜又は連携型選抜において合格内定の通知を受けた者は、II 期選抜に出願することはできない。

3 出願手続き

(1) 出願できる学区

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

(2) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 出願期間

平成 31 年 2 月 13 日（水）から 2 月 18 日（月）までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、672 円切手（速達・簡易書留料金）を貼った「長形 3 号」の返信用封筒を同封の上、平成 31 年 2 月 18 日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（統一様式）
- ② 調査書（統一様式）

ただし、年齢 20 歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は平成 31 年 2 月 22 日（金）から 2 月 25 日（月）までとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 受験票用紙（統一様式 受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（統一様式 中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書(上記①に同じ)
- ② 健康診断書(平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの)
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
- ④ 受験票用紙(統一様式 受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの)
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(統一様式 出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの)

なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿(統一様式)を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」(統一様式)を入学願書の裏面に貼付する。

また、Ⅰ期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(統一様式)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(統一様式)を交付する。
- (3) 提出期間は、平成31年2月22日(金)から2月25日(月)までとする。
郵送の場合には、2月25日(月)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

7 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記5に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類(統一様式)を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記5に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

出願者は、平成31年2月19日（火）から2月21日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、Ⅱ期選抜出願先変更承認書交付願（統一様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② Ⅱ期選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、Ⅱ期選抜出願先変更承認書及びⅡ期選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記Ⅱ期選抜出願先変更承認書及びⅡ期選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（統一様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（統一様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。
- (2) 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。
国語 社会 数学 理科 外国語（英語）
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- (3) 学力検査と調査書の成績の比重は、同等とする。

(4) 自己申告書は、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

12 学力検査の日時、日程及び会場等

(1) 日 時 平成31年3月7日(木)

(2) 会 場 本 校

(3) 日 程

- ① 集合時間・場所 午前8時05分までに、本校第1体育館に集合する。
- ② 受験者点呼、諸注意 8:05 ~ 8:25
- ③ 受験場への誘導 8:25 ~ 8:40
- ④ 学力検査 9:00 ~ 15:10

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(4) 持参する物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

(5) そ の 他 計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

13 合格者発表

(1) 平成31年3月14日(木)正午以降、本校で発表する。なお、電話による問合せには応じない。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(統一様式)を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

(4) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(統一様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。